

高速道路料金の大口・多頻度割引利用額の一部還元期間の延長 について「会員限定」

全日本トラック協会・岡山県トラック協会

新型コロナウイルス感染症による影響に対する緊急的かつ特例的な対応である、「高速道路料金の大口・多頻度割引の利用額の一部還元措置」は、還元期間が令和2年12月までとされていました。

しかしながら、新型コロナウイルスの感染拡大の影響が続いていたことから、全日本トラック協会と日本貨物運送協同組合連合会は国土交通省道路局に対し、期間延長の要望を行ったところです。

今般、国土交通省より、「緊急事態宣言が発令されている状況に鑑み、令和3年1月から3月まで3ヶ月間延長」する旨連絡がありましたので、ご報告させていただきます。

【添付資料(国土交通省作成)】

- ・「高速道路料金の大口・多頻度割引の利用額の一部還元について」
- ・ 高速道路の交通量（対前年比）

高速道路料金の大口・多頻度割引の利用額の一部還元について

①大口・多頻度割引の主な目的

主に業務目的で高速道路を利用する機会の多い車の負担を軽減するとともに、多頻度利用者の定着化を図り、経営の安定化を図る

②割引対象

ETCコーポレートカードを利用して高速道路を通行する全車種(ETC車)

③割引率(NEXCO)

車両単位割引(多頻度割引)		+	契約単位割引(大口割引)	
月間利用額(車両単位)	割引率 (R1補正で割増※)		月間利用額(契約者単位)	割引率
5,000円以下の部分	0%(割増なし)			
5,000円超~10,000円以下の部分	10% ⇨ 20%	+	500万円を超え、かつ自動車1台あたり 平均利用額が3万円を超える場合	10%
10,000円超~30,000円以下の部分	20% ⇨ 30%			
30,000円を超える部分	30% ⇨ 40%			

※一有に対する契約単位割引の割引率は5%

➡ 最大割引率 約50%

※令和4年3月末までの間、ETC2.0を利用する自動車運送事業者に対して措置

④還元措置の対象となる事業者

令和元年11月から令和2年1月までの期間中、三ヶ月連続で契約単位割引が適用されていた事業者

⑤還元額

当該割引が適用されなかった事業者に対し、当該利用月における事業者の月間利用額に契約単位割引率を乗じた額

⑥還元措置の対象期間

緊急事態宣言が発令されている現下の状況に鑑み、**令和3年1月から3月まで3ヶ月間延長**

(例)

今回延長

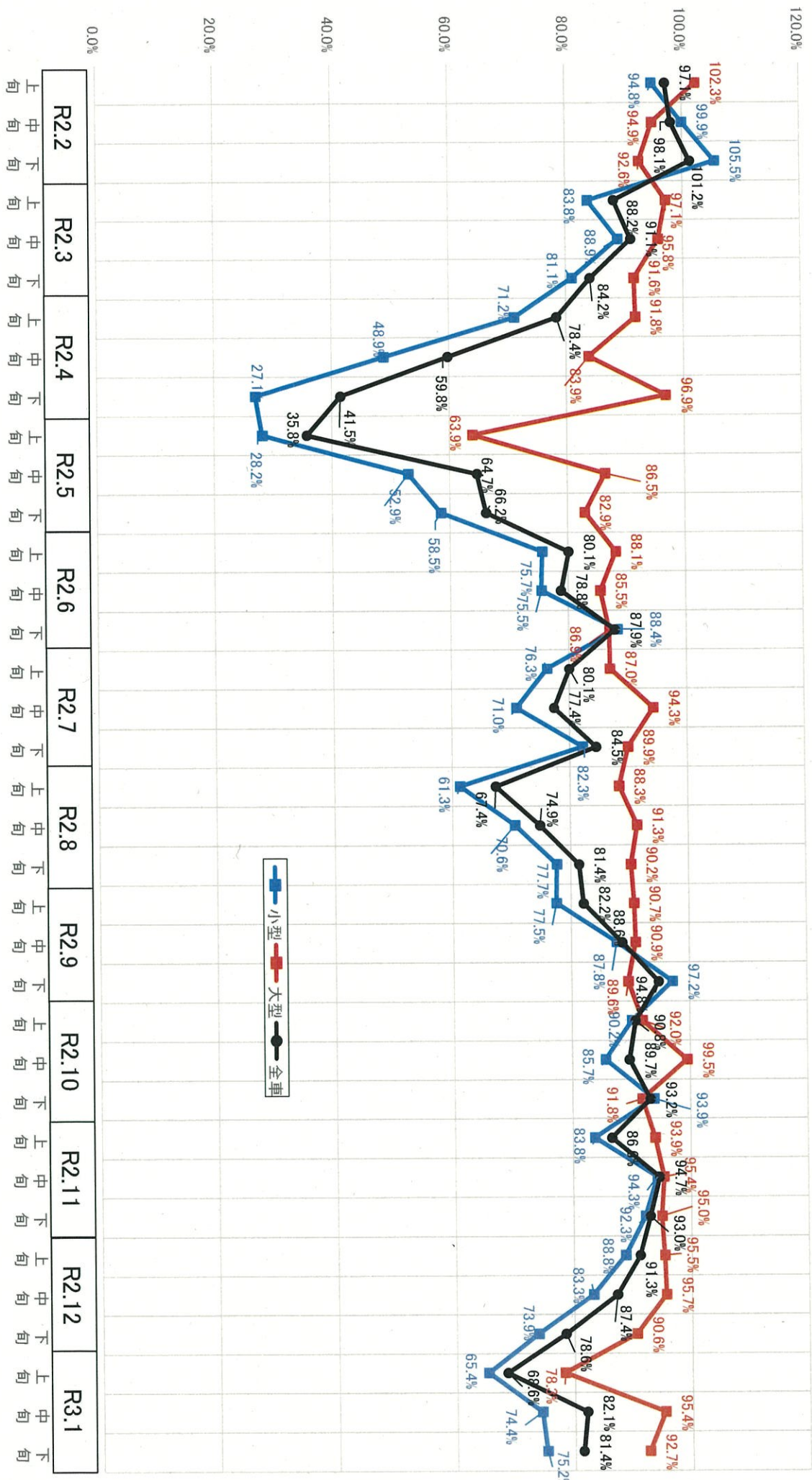
	R1年		R2年						R3年		
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	...	12月	1月	2月	3月
対象	○	○	○	×	×	×	...	×	×	○	○
対象	○	○	○	×	○	×	...	○	×	×	×
(参考) 対象外	○	○	×	×	○	×	...	×	×	○	○

○: 契約単位割引適用、×: 契約単位割引適用外

高速道路の交通量(対前年比)

全国路線網(NEXCO3社+本四)

対前年比



○繁忙期(GW、お盆、年末年始)に発表する高速道路の交通状況と同様の手法で速報値を算出
 ○各高速道路会社の代表断面による平均交通量による速報値(トラカシ等による計測)により算出